

購買取引基本約款

本取引基本約款（以下「本約款」という）は、サノフィ株式会社又はその子会社（以下「甲」という）が、貴社（以下「乙」という）に注文書により発注する個別取引（以下「本件取引」という）及び取引対象（以下「目的物」といい、無体物、役務等を含む）に関する基本的事項を定めたものである。前記甲の「子会社」とは、久光・サノフィ株式会社、日医工サノフィ株式会社又はエスエス製薬株式会社をいう。

第1条 適用範囲

本約款は、次の場合には適用されない。

- (1) 別途甲乙間で注文品又は委託業務を対象とする取引に関して、基本的な条件を規定した契約書（以下「取引基本契約書」という）が締結されている場合。この場合には、取引基本契約書が本約款に優先して適用され、注文書記載の注文品又は委託業務の内容は、取引基本契約書に基づく個別契約書の内容を構成する。
- (2) 別途甲乙間で注文品又は委託業務を対象とする取引に関して、個別の契約書（以下「個別契約書」という）が締結されている場合。この場合には、個別契約書が本約款に優先して適用される。

第2条 本約款及び注文書の変更

1. 本約款が改訂された場合には、改訂した旨を明示した通知、又は、その改訂版を、乙が受け取る日まで、本約款が適用され、その翌日以後は、改訂後の本約款が適用される。
2. 甲は、必要があると認めるときは、通知の上、注文書の内容を変更することができる。
3. 前項の変更により、乙に損害及び特別の費用が発生した場合は、乙の申し出により甲乙協議の上、補償内容を決定する。

第3条 再委託

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、注文書に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
2. 乙は、前項により乙が注文書に係る業務を委託する第三者（以下「再委託先」という）を変更する必要がある場合には、事前に書面にて甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。
3. 乙は、注文書及び本約款に基づく乙の義務と同等の義務を再委託先に履行させることを甲に対して保証し、当該再委託先の債務不履行により生じるすべての責任を、甲に対して負う。

第4条 注文書

1. 甲の注文書には、発注年月日、目的物の表示、仕様、数量、納入期日、納入場所及び代金額、単価、支払条件を定める。
2. 注文の内容が業務委託の場合は、委託業務の名称、委託業務の期日又は期間及び、業務委託料、その支払条件を定める。

第5条 注文書と本約款の規定を内容とする契約の成立

1. 以下の各号のいずれか早い時点で、乙が本約款を承諾したものとみなし、注文書と本約款の規定を内容とする契約が成立する。
 - (1) 注文書に応じて、乙が注文品を出荷した時点、又は、委託業務を開始した時点。
 - (2) 乙が注文請書を発行した場合には、その発行した時点。
2. 前項の規定に加え、乙は、甲から注文書等を受領した後、乙の実働日3日以内に、書面にて拒絶の意思表示をしない場合、承諾したものとみなす。

第6条 目的物の単価

1. 甲及び乙は、目的物ごとに、仕様、数量、納期、品質、材料、運送費、目的物と同種の物品の市場価格等を総合的に考慮し、甲乙協議の上、目的物の単価を定める。
2. 乙は、目的物の単価の決定にあたり、新規受注あるいは継続受注にかかわらず、検討に必要な前項規定の事項を記載した見積書を甲に提出する。
3. 甲及び乙は、目的物の単価決定の基礎となった第1項規定の事項等に変更が生ずる場合には、目的物の単価について再度協議する。

第7条 納入

1. 乙は、注文書に基づき、納入期日に、目的物を定められた荷姿により、甲の定める納入場所に、甲の指示する数量を納入する。
2. 乙は、納入期日を変更しようとする場合には、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。
3. 乙は、納入期日に注文書で定められた目的物の数量を納入できない場合には、直ちにその理由及び納入予定時期等を甲に通知し、甲の指示に従う。
4. 目的物が納入期日に納入されないことが原因で、甲に損害が生じた場合には、甲は、乙に対して、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の賠償を請求することができる。
5. 本条の規定は、業務委託の場合の成果物につき、準用する。

第8条 納品書等の添付

1. 乙は、目的物の納入の際、納品書類、また必要な場合は、甲が貸与した図面、仕様書等を返却しなければならない。ただし、甲が乙に継続使用を許諾して貸与した図面及び仕様書はこの限りではない。
2. 乙は、甲の注文書等又は仕様書その他個別契約の定めるところに従い、試験成績表、説明書、関係官庁の証明書等を目的物に添付して提出しなければならない。また、甲の要請があった場合、乙は、甲乙協議して定めた納入仕様書、検査方式による検査成績書又は品質管理保証書を提出しなければならない。

第9条 受入検査

1. 甲は、乙から目的物を受領したときは、遅滞なく受入検査を実施するものとし、当該受入検査に合格した時に当該目的物の引渡があったものとする。甲の検査方法及び合否の基準その他検査に関する詳細事項については、別途甲乙協議して定める。
2. 甲は、事前に乙と協議した上で本条の受入検査を省略することができる。

第10条 数量の過不足又は不合格品の処置

1. 受入検査の結果、仕様不適合等の不合格品又は数量の過不足（以下、「瑕疵」と総称する）が判明した場合には、甲は、乙にその旨を速やかに通知するものとし、乙は、不合格品については直ちに代替品を納入し、不足分については追加納入し、又は甲の指示する処置をとるものとする。なお、代替品及び不足分の納入については前条の規定を準用する。
2. 受入検査の結果、不合格品又は過剰納入品が判明した場合には、乙は、乙の責任と負担において、甲の指定する期間内にこれを引き取らなければならない。
3. 甲の受領後に不合格品又は過剰納入品の全部又は一部が滅失、破損又は変質した場合には、乙がその損害を負担するものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により滅失、破損又は変質したときは、この限りでない。
4. 乙が第2項の期間内に不合格品又は過剰納入品を引き取らない場合には、甲は、これを乙の費用負担において任意に処分することができるものとする。当該処分について甲は一切責任を負わないものとし、乙はこれに対して一切異議を申立てない。
5. 甲は、受入検査の結果不合格になったもののうち、甲が使用可能と認めたものについて、適正な評価額に代金を減額してこれを引き取ること（以下「特別採用」という）ができる。

第11条 所有権の移転

目的物の所有権は、合格品については検査合格の時、不合格品は特別採用の時に、乙から甲に移転する。

第12条 危険負担

乙から甲への所有権の移転前に生じた目的物の滅失、破損又は変質は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、所有権の移転後に生じた目的物の滅失、破損又は変質は、乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とする。

第13条 監査及び報告

甲乙間の本件取引に関して、甲は乙に監査し又はその報告を求めることができるものとする。再委託先に関しても同様とし、監査又はその報告の範囲や日程については、甲乙協議の上決定するものとする。

第14条 支払

甲は、乙から引渡を受けた目的物の代金を、注文書に記載の支払条件に従い、乙が指定する金融口座に振り込み支払うものとする。ただし、乙は、納入場所までの目的物の運賃、保険料、倉敷料等の諸掛を負担する。

第15条 相殺

1. 甲の乙に対する立替金、及びその他の乙に対する一切の金銭債権について、甲は、当該債権が発生した都度、同債権の弁済期のいかんにかかわらず、注文書に基づく乙に対する一切の債務と対当額において相殺することができる。
2. 甲及び乙は、前項の相殺にあたっては、相手方に対してその明細書を送付することにより通知するものとする。ただし、乙からその明細書の送付がなかった場合においても、前項に定める甲の相殺の効果は妨げられない。

第16条 債権譲渡の禁止

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、本件取引に関して生じる一切の甲に対する債権を第三者に譲渡してはならないし、又は担保の目的に供してはならない。

第17条 品質保証

1. 乙は、乙から甲に納入される目的物の品質が、甲乙協議して定める仕様と適合したものであることを甲に対して保証し、かつそれに関する責任を負う。
2. 乙は、目的物の品質を保証するために必要な品質保証体制を確立し、品質管理に関する文書を整備し、品質管理記録を作成し、これらの文書、記録を当該製品の甲への引渡日より5年間保管する。
3. 甲は、本件取引の目的を達成するため必要な限りにおいて、乙に前項の文書及び記録の提出を求めることができる。
4. 目的物に瑕疵が発見された場合、乙は原因の追究し対策を講じるとともに再発防止に努め、その結果を甲に報告する。

第18条 品質保証責任

1. 注文書に特段の定めのない限り、検査合格又は特別採用の時から1年以内に瑕疵が発見された場合、乙は、甲の指示に従い、乙の負担で速やかに個別契約にて定めたとの目的物を納入し又は修理する。第9条2項に基づき受入検査が省略された場合には、当該製品の引渡の時から1年以内に瑕疵が発見されたときも、同様とする。
1. 前項の場合、甲は、納入若しくは修理に代えて、又はこれとともに、乙に代金減額又は損害賠償の請求をすることができる。
2. 乙は、瑕疵が重大であるときは、本条1項の期間経過後においても前2項に定める責を負う。
3. 乙は、目的物に瑕疵が発生し目的物を使用できないことにより甲に損害が生じないように誠実かつ迅速に対応するものとし、万一乙の対応の過失で甲に損害が生じた場合、甲に生じた損害を合理的な範囲内で賠償しなければならない。

第19条 製造物責任

1. 前条第1項の期間経過後においても、乙は、目的物の瑕疵により、目的物又は目的物を用いた製品の使用者等の第三者が損害を被った場合、当該損害を賠償するものとし、甲には一切損害を及ぼしてはならず、また迷惑をかけないものとする。ただし、乙は賠償すべき損害の範囲及び賠償額について、甲に協議を申し入れることができるものとし、甲は誠意をもってこれに対応する。
2. 前項の場合で、当該損害を被った第三者から甲に直接に賠償請求があり、甲が乙に代わって賠償したときは、乙は、自己が負担すべき賠償金を甲に支払う。
3. 目的物又は目的物を用いた製品の使用者等の第三者が損害を被った場合において、当該損害が目的物の瑕疵に起因して発生した疑いがあると甲が認めたときは、乙は、自ら原因調査を行なうほか、甲との間で原因調査につき誠意をもって協議しかつ甲による原因調査に全面的に協力するものとし、また、損害賠償額の負担等につき、甲と誠意をもって協議する。

第20条 補修部品の供給

甲が乙に目的物の発注を行っている間はもとより、発注を行わなくなった後においても、更には乙が目的物の製造又は供給の終了、中止等をした後においても、甲から補修部品として要請のある場合は、目的物及び目的物を構成する部品の供給責任を負うものとする。なお、補修部品の供給期間、価格等は甲乙協議の上で定める。

第21条 知的財産等の管理

- 乙は、甲が開示し又は実施、利用若しくは使用等（以下「実施等」という）を許諾された特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権等及びそれらを受ける権利（以下「知的財産権」という）並びに営業秘密又はノウハウ（以下知的財産権とあわせて「知的財産権等」という）の取り扱いには慎重かつ万全を期し、とりわけ次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 甲が開示し又は実施等を許諾した目的以外で実施等をしない。
 - (2) 事前に甲の書面による承諾がない限り、知的財産権等を第三者に開示、漏洩又は実施等の許諾をしない。
 - (3) 知的財産権等の出願、登録を行わない。

第22条 知的財産権等の帰属

乙は、本件取引の遂行の過程で発明等（考案、意匠及び回路配置の創作を含む。以下同じ）をした場合には、甲及び乙は、発明等について甲乙それぞれの貢献度合いを勘案し、協議の当該発明等及びこれに係る知的財産権等の帰属を定める。

第23条 知的財産権等の譲渡等

前条の発明等及びこれに係る知的財産権等のうち、乙単独に帰属するものについて、乙が第三者に譲渡、実施許諾又は利用許諾しようとする場合には、甲は、第三者に優先してこれらの譲渡、実施許諾又は利用許諾を受けることができる。

第24条 第三者の権利

1. 乙は、本件取引に係る業務の遂行過程において、第三者の知的財産権等及び本件取引又はその他の一切の権利（以下「第三者の知的財産権等」という）を侵害しないように万全の注意を払う。
2. 甲及び乙は、本件取引に係る業務による第三者の知的財産権等に対する侵害の紛争が発生し又はそのおそれがあるときには、直ちにその旨を相手方に通知する。
3. 前項の紛争が生じた場合、乙は、その責任と負担において当該紛争を処理解決するものとし、甲になんら損害を及ぼさないものとする。ただし、当該侵害が専ら甲の責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りではない。

第25条 商標

1. 乙は、甲が要望した場合には、甲乙協議の上、甲の定める商標（以下「本商標」という）を甲の指示する態様及び方法にて目的物及びその梱包材等に表示する。
2. 乙は、本商標を付した目的物を甲以外の第三者に販売その他処分するなど、本商標を本件取引及び個別契約の目的以外に使用してはならず、また本商標と類似する商標を、使用対象のいかんを問わず使用してはならない。
3. 本条第1項に従い目的物及びその梱包材等に表示した本商標に関して、第三者との間で紛争が生じた場合には、甲が自己の責任と負担において処理解決する。

第26条 契約の解除

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、本件取引の全部又は一部を書面で解除することができる。
 - (1) 相手方が振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払停止したとき。
 - (2) 監督官庁から営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。
 - (3) 第三者から仮差押え又は強制執行等を受けたとき。
 - (4) 破産の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 解散、合併、分割又は営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (6) 前各号のいずれかが発生するおそれがあると認められるとき。
2. 甲及び乙は、相手方が本件取引又は個別契約に違反した場合には、書面にて7日以上の予告期間において催告し、なおその是正がなされないときは、本件取引及び個別契約の全部又は一部を書面で解除することができる。
3. 甲は、甲の競業者が乙の主要株主となり又は乙の経営に影響を及ぼしうる状況になったときは、乙と事前に協議した後、1ヶ月の予告期間において本件取引を書面で解除することができる。
4. 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により相手方による本件取引又は個別契約の重要な義務の履行が困難であると認めた場合には、甲乙協議の上、また協議し得ないときは直ちに、本件取引及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
5. 甲及び乙は、本条1項又は2項により本件取引及び個別契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方の責に帰すべき事由により生じた損害の賠償を請求できるものとする。甲が本条3項に基づき本件取引を解除した場合にも、甲は、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の賠償を請求できる。

第27条 契約の途中解除

1. 甲は、乙が受注し又は受注したとみなされた場合であっても、受注日から7営業日以内であれば、書面で通知することにより、乙に対する損害賠償等何等の責任も負担することなく、注文を撤回することができる。受注日から7営業日経過後における甲による注文の撤回期限及びそのため甲の支払うべき違約金額については、甲乙協議の上定める。
2. 甲は、本契約を解除する必要が生じた場合には、速やかにその旨を相手方に書面にて通知し、協議の上本契約を解除することができる。なお、この場合において、本項に定める本契約の解除により甲乙いずれかが損害を被ったときは、協議の上合意した額を相手方に賠償しなければならない。

第28条 期限の利益の喪失及び契約解除後の措置

1. 乙は、自らが第26条第1項各号のいずれかに該当した場合には、相手方から何らの通知又は催告がなくとも、相手方に対して負っている金銭債務について、直ちに全額を支払うものとし、また金銭以外の債務については現実の履行をする。
2. 乙は、相手方が第26条第1項各号のいずれかに該当した場合には、発生原因のいかんにかかわらず相手方に対する債権と相手方に対して負う債務とをいつでも対当額をもって相殺することができる。

第29条 法令等の遵守

1. 注文書又は本約款の内容が、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に違反する場合は下請法が優先し、下請法に違反しない限度で、当事者間の合意が有効になるものであることを、確認する。
2. 乙は、法令等を遵守し公正かつ適正に、を履行しなければならない。
3. 乙は、甲が目的物に関連して法令等を遵守するために必要な報告又は資料の提供を求めたときは、速やかにこれに応じる。
4. 乙は、本件取引の履行に関して適用されるすべての贈賄防止法（不正な便宜供与を受ける目的等のために自国又は外国の公務員等第三者に金銭等を提供する又はその約束等をする行為を禁止する各国の法律や規則をいい、日本の刑法の贈賄に関する規定や不正競争防止法第18条のみならず、米国のForeign Corrupt Practice Act (FCPA)、英国のBribery Act 2010等を含む。）に違反していないことを保証する。
5. 乙は、本件取引期間中及びその終了後3年間は、本件取引に関して贈賄防止の観点で担当当局から直接又は甲の要請で監査・調査を行う場合、その実行又は協力をする。
6. 乙は、甲から要求がある場合、本条第4項の内容に関連する遵守証明書を甲が要求する様式にて、甲に提出する。

第30条 下請け代金支払遅延等防止法にかかる特例

乙が下請け代金支払遅延等防止法上の「下請事業者」に該当する場合、第15条及び第28条第2項は適用しないものとし、第9条第1項の「目的物を受領したときは、遅滞なく受入検査を実施する」を「目的物を受領したときは、受入検査の完了期日は受領後14暦日とする」に、第18条第1項の「検査合格又は特別採用の時から1年以内に瑕疵が発見された場合」を「検査合格又は特別採用の時から6ヶ月以内に瑕疵が発見された場合」に読み替えて適用する。

第31条 反社会的勢力に関わる解除

乙又は乙の役員員次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対して何らの催告も要せず本件取引の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は甲に対して、これにより甲が被った一切の損害を賠償しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）
- (2) 禁固以上の刑に処せられたこと
- (3) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (6) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (7) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第32条 秘密保持および個人情報の取り扱い

1. 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本件取引に基づき知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に開示若しくは漏洩し又は相手方の定める目的以外に使用してはならない。また、自己の従業者等（従業員、役員及び派遣労働者等すべて）に対しても係る趣旨を徹底させ、遵守させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた時に、既に自ら所持していた情報。
 - (2) 相手方から開示を受けた時に、既に公知又は公用であった情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によることなく公知又は公用となった情報。
 - (4) 相手方から開示を受けた後に、開示された情報と関係なく独自に開発した情報。
 - (5) 秘密保持義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報。
 - (6) 法令または裁判所の命令、又は監督官庁の要請により開示を義務付けられた情報。
2. 本件取引履行のため特定の個人を識別できる情報が甲から乙に対して預託される場合、乙は、乙及び乙の従業員が当該個人情報に関する秘密を保持するために、甲乙間で別途定める措置（保護のための具体的管理項目）を講じなければならない。
3. 乙は、甲より預託された個人情報を本件取引の目的のみに使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
4. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、甲より預託された個人情報を第三者に開示、提供又は預託してはならない。
5. 乙は、前三項の秘密保持義務の遵守を担保するために、本件取引に従事する乙の従業員から誓約書を取得するものとし、甲が求める場合には、その写しを甲に提出する。
6. 甲は、必要に応じて、乙の個人情報の管理状況を監査することができる。甲がかかる監査を実施する場合には、乙は甲に協力しなければならない。
7. 乙が本条第1項乃至第4項の規定に違反した結果、預託された個人情報が漏洩し、甲又は第三者に損害が生じた場合、乙は、甲又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
8. 乙は、本件取引終了時には、甲の要求に基づき個人情報を甲に返還する。返還できないものについては、乙は、廃棄・消去処分の上、当該処分を行った旨の証明書を甲に対し提出する。

第33条 通知義務

乙は、本約款で規定した事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 第26条第1項各号、第3項、第4項のいずれかに該当したとき。
- (2) 乙の合併、減資、解散、分割、営業の全部又は一部の譲渡又は貸与、経営委任、損益共通その他資産若しくは事業の状態に著しい変動を来し、又は来すおそれのある場合。
- (3) 品質異常、労働争議その他の事由により期日又は期限における履行に支障を来すおそれのある場合。
- (4) 住所、代表者、商号その他の取引上の重要な事項の変更が生じたとき。

第34条 約款違反等による損害賠償

甲及び乙は、本約款に明示の規定がある場合の他、本約款の違反により相手方に損害を与えた場合は、これを賠償する。

第35条 権利譲渡及び義務承継の禁止

乙は、事前に甲の書面による承認を得なければ、本約款に基づく個々の権利義務（債権債務を含む）を第三者に譲渡し、移転し又は担保の目的に供してはならない。

第36条 残存条項

1. 甲又は乙は、本件取引がいかなる事由により終了した場合であれ、終了後も依然として次の条項に関する義務を負うものとする。
 - 第15条（相殺）、第16条（債権譲渡の禁止）、第18条（品質保証）、第19条（製造物責任）、第20条（補修部品の供給）、第21条（知的財産権等の管理）、第22条（知的財産権等の帰属）、第23条（知的財産権等の譲渡等）、第24条（第三者の権利）、第25条（商標）、第28条（期限の利益の喪失及び契約解除後の措置）、第32条（秘密保持および個人情報の取り扱い）、第34条（約款違反等による損害賠償）、第35条（権利譲渡及び義務承継の禁止）、第37条（準拠法）、第38条（合意管轄裁判所）

第37条 準拠法

注文書及び本約款の有効性、解釈及び履行については、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

第38条 合意管轄裁判所

注文書及び本約款に関し訴訟の必要が生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第39条 協議事項

注文書及び本約款に関する疑義、又は定めのない事項については、甲乙信義誠実の原則に基づき協議を行い、友好的に解決する。

以上